

多文化化する日本の^{いま}現在

鈴木江理子

本稿は、日本社会の^{いま}現在を、「多文化化」という視点から社会学的に考察することを目的とする。

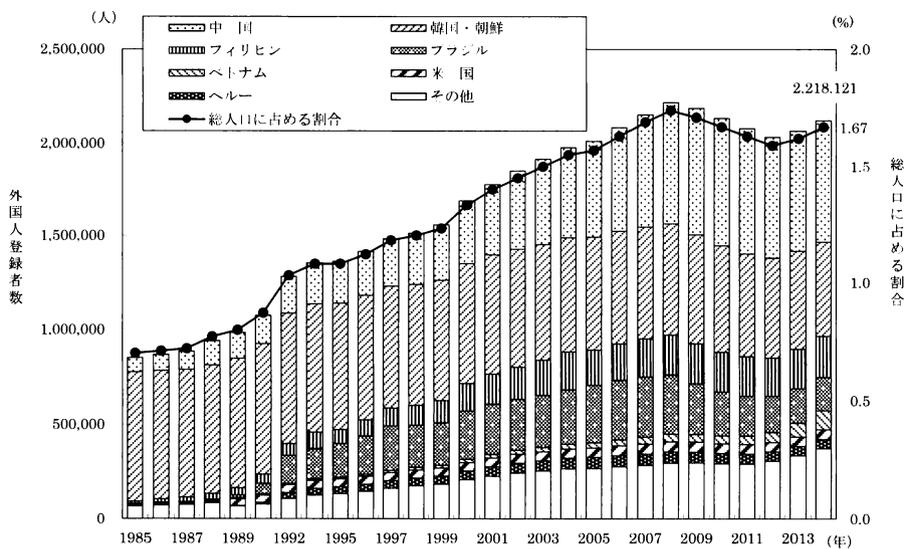
1. 国境を越えた人の移動の進展

周知のとおり、国家の基本的構成要素は、領土と国民であるが、「多文化化する」とは、これら構成要素に変化が生じることである。

交通手段や通信機器の発達、経済社会のグローバル化にともなって、「世界」はとて身近になっている。いまや私たちは、地球の裏側で起きている出来事を、衛星放送やインターネットなどを通して瞬時に知ることができる。同時に、物理的に「国境」を越える人も加速度的に増加している。国連によると、加盟国における国際移住者数（旅行などの短期も含む）は、1990年の1.5億人から、2013年には2.3億人に拡大し、世界人口の3.2%を占めている¹。

日本の「国境」も例外ではない。2014年の日本人出国者数はおよそ1,690万人と、1980年（404万人）に比べて4倍以上にも増え、外国人入国者数は130万人から1,415万人（うち新規入国者数は109万人から1,239万人）へと激増している。

外国人新規入国者のほとんどは旅行者であり、数週間程度で出国する一時的滞在者であるが、なかには、仕事や留学のために、あるいは家族とともに生活するために、長期にわたり日本で暮らす外国人もいる。80年代には100万人に満たなかった外国人登録者数は、グローバル化の進展とともに増加し、2005年末には200万人を超えた。その後、リーマンショックや東日本大震災の影響で、2009年から減少するものの、2013年6月末統計では増加に転じ、2014年末の在留外国人数²はおよそ212万人である（図1）。かつては外国人登録者のほとんどを旧植民地出身者とその子孫（戦後新たに来日した外国人との対比で「オールドタイマー」あるいは「オールドカマー」と呼ばれることもある）が占めていたが、高齢による死亡や日本国籍の取得等により減少する一方で（2014年末：在留外国人総数の16.9%）、1970年代後半頃から、「ニューカマー」と呼ばれる新たな外国人が到来するようになった。1985年のプラザ合意を契機とした円高やバブル景気、それまで多くの外国人労働者を受け入れていた中東産油国の不況などを背景に、仕事を求めて日本に来る外国人が急増し、バブル崩壊後の景気停滞



注 1) 2011 年までは外国人登録者数、2012 年以降は在留外国人数である。

注 2) 数値は各年末現在のものである。

出所：(財)入管協会『在留外国人統計』(各年版)及び法務省資料をもとに筆者作成

図 1 国籍別在留外国人(外国人登録者)数の推移

期においても増え続け、在留外国人の国籍も多様化している(2014 年末現在：190 ヵ国³⁾)。

総人口に占める外国人の割合は 1.67% (2014 年数値) と、西欧諸国と比較すると依然として低いレベルであるが、この 30 年間の変化をみると、日本の総人口が微増にとどまっているのに対して、外国人人口は 2 倍以上に増大している。

さらに、深刻な人口減少・高齢化社会を迎えている日本は、2030 年の総人口は 1 億 1,662 万人、老年人口比率は 31.6%、2060 年にはそれぞれ 8,674 万人と 39.9%になると推計されており(出生中位・死亡中位)⁴⁾、活力の低下や労働力不足も懸念されている。そして、そのような人口問題への対応として、外国人受入れ拡大に向けた議論が、政府内や経済界において活発化し、議論にとどまらず、政策への反映も加速化している⁵⁾。一方、周辺アジア諸国や、ブラジル、ペルーなどかつての日本人移住者受入れ国に目を転じると、多数の余剰労働力を抱え、日本との経済格差が大きく、政治的不安に直面している国もある。加えて、この 20 年余りの間に、これら送出し国と日本との間にさまざまな移住ネットワークが形成されていることから、政府の受入れ政策にかかわらず、日本へ向かう人の流れは拡大するであろう。

このような国内外の状況を勘案すれば、今後、日本で生活する外国人は確実に増大し、政府や自治体、企業の取組みにもかかわらず、出生率低迷が続く日本に

において、外国人人口比率は一層高まると推測される。

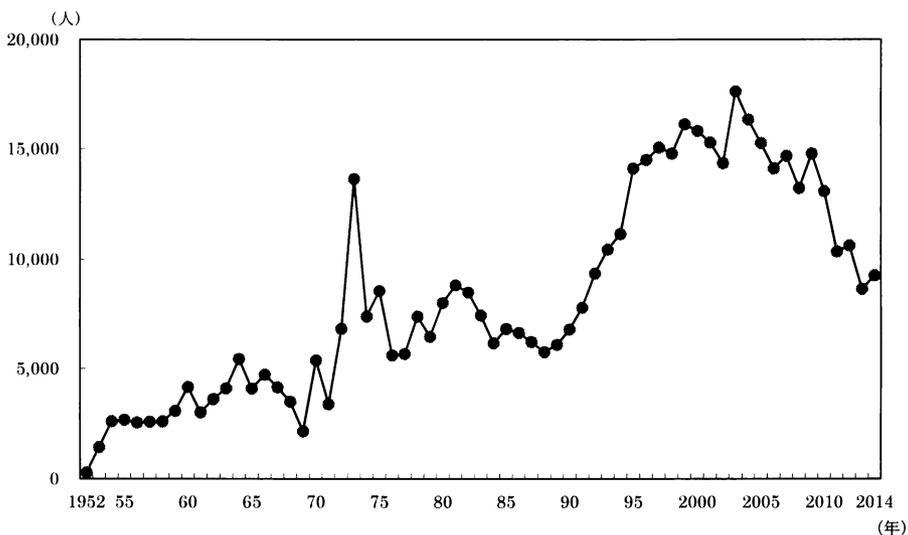
すなわち、「多文化化する」とは、第一に、国民ではない者、すなわち外国人が領土内に増加し、かつ彼／彼女らの国籍が多様化することである。

2. 日本人の変容

国際化・グローバル化を背景に変化しているのは、外国人だけではない。

日本の領土内において「国民」とは日本国籍を有する者であり、「外国人」とは日本国籍をもたない者のことである。日本は、出生による国籍取得に関して血統主義をとっており、両親のいずれか一方が日本人であれば、子どもは日本国籍を取得することができる。加えて、「帰化」による国籍取得も認めているので、一定の要件を満たせば、法務大臣の許可を求めることによって、「外国人」は「日本人（日本国民）」になることができる。

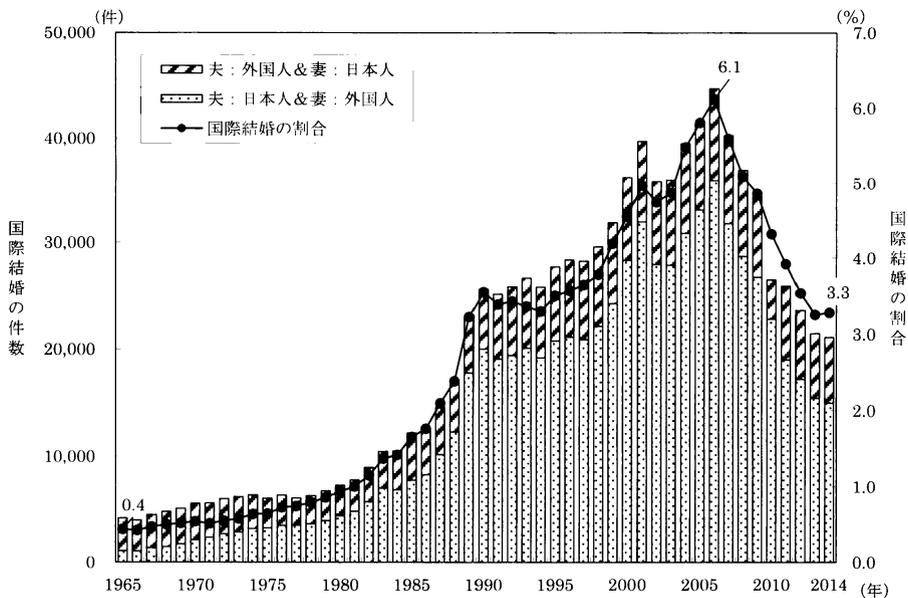
日本国籍取得者数は、90年代後半になって増加し、ここ最近では毎年1万人前後の外国人が日本の国籍を取得している（図2）。日本が主権を回復した1952年以降の取得者数を累積すると50万人以上にも達する。かつて、国籍取得者のほとんどがモンゴロイド系である旧植民地出身者とその子孫であり、外見的にはいわゆる「日本人」と大差のない人々であった。だが、ニューカマーと呼ばれる外国人が増加し、滞在長期化や定住化が進むなかで、日本国籍取得者の原国籍は多



注) 1973年の取得者数が突出しているのは、1972年の日中国交正常化に関連して、台湾が国籍離脱要件を緩和したためと言われている（金英達1990『在日朝鮮人の帰化』明石書店）。

出所：財入管協会『出入国管理統計年報』（各年版）及び法務省資料をもとに筆者作成

図2 日本国籍取得者数の推移



出所：厚生労働省『人口動態調査』（各年版）をもとに筆者作成

図3 日本人の国際結婚件数の推移

様化し、肌や髪の毛、眼の色を指標として、日本人であるかどうかの判断を下すことができなくなりつつある。

さらに、国境を越えた人の移動の進展とともに、国境を越えた男女の出会いも増え、2014年には、日本人の結婚の30組に1組が国際結婚である（図3）。外国人が日本国籍取得後に婚姻するケースもあるので、エスニックなルーツという指標で分類すれば「インターマリッジ」の割合はさらに高いと推測される。その結果、いわゆる「ダブル⁶」と呼ばれる、エスニックなルーツを日本以外にもつ日本国籍の子どもも増加傾向にある。

以上のような国籍取得や国際結婚の増加は「日本人」に文化的変容をもたらしている。既に日本人は、民族や母語、宗教などにおいて一様ではない。例えば、文部科学省の調査によると、公立小・中・高等学校等には7,897人の日本語指導が必要な日本人児童生徒が在籍していることが報告されている（2014年5月1日現在）⁷。もはや、日本人であることと日本語が話せることは必ずしも一致しなくなっているのである。

つまり、「多文化化する」という第二の側面は、日本人（国民）自身も文化的に変容することである。

3. 多文化社会の到来

少し注意深く見渡せば、私たちは、多文化化した日本に気づくことができる。

電車や街中で耳にするさまざまな言語。英語だけでなく、ハンガル、中国語、ポルトガル語、タガログ語やベトナム語で書かれた案内板。もちろん、一時的滞在者である旅行者のための案内板もあるが、ごみの捨て方など地域社会で生活するために必要な情報を伝える多言語案内板も増えている。これら案内板の言語を見れば、それぞれの地域にどの言語を母語とする住民が暮らしているのかを知ることができるであろう。

情報伝達という点では、エスニック・メディアの存在も、日本語を母語としない人々には欠くことのできないものである。エスニック・メディアとは、居住国である日本におけるニュースや生活情報、母国や在日同胞に関する情報などを、外国人住民⁸の母語ややさしい日本語で提供する新聞や雑誌、ラジオやテレビ放送などの総称である。近年、インターネットの普及とともに紙媒体のメディアは減少傾向にあるが、2000年代半ばには、約200種類、16言語のエスニック・メディアが存在していた⁹。

さらに、飲食店や食材店、レンタルビデオ店や衣料品店などのエスニック・ショップ。多様な宗教を信仰する人々のための宗教施設。既存の教会で開かれる英語やスペイン語、タガログ語などによるミサ——。これらも、多様なルーツをもつ外国人住民の存在を示す事象であり、慣れ親しんだ母国の生活を居住国で享受できる環境を提供することで、国境を越えて暮らす人々の生活や心を支えるものである。また、エスニック・ショップや宗教施設は、エスニック・コミュニティの結節点の機能も有しており、同国人や同地域出身者と出会い、交流する場にもなっている。加えて、母国や民族の行事を再現するエスニック・イベントなども各地で開催されている。これらのイベントの特徴は、ホスト住民である日本人が主催する従前の国際交流イベントとは異なり、彼／彼女ら自身が主体的に企画運営していることである。このようなイベントが可能になるのも、外国人住民の滞在が長期化・定住化していることの証左である。

ところで、5年ごとに政府が実施する国勢調査は、国籍にかかわらず、日本に居住するすべての人を調査対象者としており、当然、日本語を十分に理解しない人々も対象者に含まれている。そのため、ニューカマーの増加への対応として、1990年調査で初めて、英語以外に中国語や韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語やドイツ語などの対訳集が準備された。その後、1995年、2000年、2005年と対応言語は追加され、2010年調査では、英語を含めて27言語の対訳表が作成された¹⁰。まさにこれも、多文化社会・日本を象徴する1つの事象であるといえよう。

4. むすびにかえて

日本は確実に多文化化しており、社会の構成員は変化している。友人や知人として、地域社会の隣人や職場の同僚として、馴染みのスーパーや飲食店の店員としてなど、さまざまな場面で、私たちは多様なルーツをもつ人々に出会っているはずである。けれども残念ながら、この社会は、いまなお、日本語を母語とする従来の「日本人」を前提として基本的な制度が構築されている。そして、ホスト住民の多くも、多様な文化的背景をもつ人々の存在を忘れがちである。そのため、制度の前提として、あるいは社会の構成員として想定されていない人々は、しばしば、不自由な思いをしたり、不都合なことがらに直面せざるをえない¹¹。いじめや差別を経験する者もいる。言葉の壁、制度の壁、心の壁ゆえである。

一方で、これらの壁を超えるためのグラスルーツ的な実践も着実に行われており、その活動の蓄積は、少しずつではあるが、制度や人々の意識を変えている。古くはオールドタイマーを中心とした差別撤廃運動、その後続く、主にニューカマーを対象とした生活相談や労働相談、日本語教室などの多様な活動が各地で積み重ねられてきたことが、自治体や国を動かしていることも確かである。

2006年3月、総務省は「多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体に多文化共生推進のための取組みを促すことになった¹²。当該プランに先行する『多文化共生の推進に関する研究会報告書』（2006年3月）では、外国人住民は「地域社会の構成員」であると位置づけられている。

阪神・淡路大震災では、日本語が十分にわからないために、日本人以上に不安と混乱に陥る外国人住民が多数いたが、東日本大震災では、発震直後からNPOなどによる多言語情報の提供が行われ¹³、それらの経験をふまえて、外国人住民向けの避難訓練を行っている自治体も少なくない。日本語が十分ではない児童生徒が公立学校に在籍するようになって以降、ボランティアベースの市民活動や学校の課外活動として、日本語学習支援が各地で行われてきていたが、2014年4月、文部科学省は日本語教育を「特別の教育課程」として正規の課程に位置づけるに至った¹⁴。

列挙した事例は幾多の取組みの一部に過ぎないが、一方で、こうした変化は、多文化化する社会の進行に十分に対応できているとは言えず、今なお多くの壁が存在している。

私たちは、多文化化する社会の現実に向け、多様なルーツをもつ人々が、真に社会の構成員として「共に生きる」ことができる社会を築くためにはどうしたらよいかを考え、かつ行動に移していく必要があるだろう。

注

- 1 United Nations, *2013, Trends in International Migrant Stock: The 2013 Revision*.
- 2 2012年7月、外国人登録法が廃止され、出入国管理及び難民認定法のもとに新しい在留管理制度が導入された。新制度導入後は、従来の外国人登録者数に代わって、在留外国人数が、日本で生活する外国人数を示す数として使用されている。在留外国人とは、特別永住者（旧植民地出身者とその子孫）と中長期在留者（在留資格「外交」と「公用」、「短期滞在」を除き、3月を超える在留資格をもつ者）である。
- 3 190という数値のなかには、日本政府が「国家」として承認していないため、統計上「地域」として計上されているものも含まれていることから、正式には「国家・地域」と表記される。なお、在留外国人のなかには無国籍者もいる（2014年末：598人）。
- 4 国立社会保障・人口問題研究所 2012『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』。
- 5 鈴木江理子 2014「加速する外国人受け入れ政策」『M ネット』2014年10月号、移住労働者と連帯する全国ネットワーク、pp.3-5。宮島喬・鈴木江理子 2014『外国人労働者受け入れ政策を問う』岩波書店。
- 6 日本人と外国人の両親のもとに生まれた子どもは、一般的に「ハーフ」と呼ばれている。これは、「日本人」を基準として「血統」の継承が2分の1であることを示す表現である。これに対して、2つの文化を受け継ぐ存在であることを積極的に評価しようという意図から、当事者や支援者を中心として「ダブル」という表現を使用することも多くなっている。
- 7 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成26年度）」。「ニューカマーの増加とともに、日本語が十分ではない児童生徒が公立学校に在籍するようになったことから、文部科学省は（当時は文部省）は、1990年度より当該調査を実施しており、1997年度調査より、日本語指導が必要な日本人児童生徒の統計もとるようになった。なお、2014年度調査の当該児童生徒のうち1,535人（19.4%）は、海外からの帰国児童生徒である。
- 8 本稿では、国籍にかかわらず、外国にルーツをもつ住民を「外国人住民」と表記する。
- 9 中野克彦 2004「エスニック・ネットワークとエスニック・メディア」国立民族博物館『多みんぞくニホン－在日外国人のくらし－』。
- 10 2015年調査でも、2010年と同じ27言語の対訳票が作成された。国勢調査担当者への聞き取りによると、27言語の対訳を用意することによって、日本で生活する外国人のおよそ9割の人の言語を網羅することができるとのことである。
- 11 鈴木江理子 2004『多文化社会における社会システム再構築のための基礎研究－日本における多文化主義の実現に向けて Part3』フジタ未来経営研究所。鈴木江理子 2005「従来の制度のなかで外国人が直面する課題」依光正哲編『日本の移民政策を考える－人口減少社会の課題』明石書店、pp.90-115。

- 12 もちろん、これ以前から、国レベルの外国人政策の不備を補うために、独自に外国人施策を行ってきた自治体もある。
- 13 鈴木江理子 2012「東日本大震災が問う多文化社会・日本－『共に生きる』ために」駒井洋監・鈴木江理子編『東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店、pp.9-32。
- 14 日本語指導が必要な児童生徒に対する小中学校等での日本語教育が、教育課程上位置づけられ、指導計画及びその実績を学校設置者に提出することが定められた。ただし、特別の教育課程を編成・実施するかどうかは、校長判断に委ねられている。文部科学省初等中等教育局長「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（文科初第928号、2014年1月）。